

第三編

平成 26 年度のトピックス

I. 資質基準システム（QSS）運用マニュアル

「1995 年改正の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約：STCW 条約」は、船員の教育訓練機関や資格証明業務等を行う行政機関等に対し、資質基準制度（Quality Standard System; QSS）に基づいた業務の実施を要求している。この要求に基づき、日本を始めとする条約締約国は 5 年を超えない一定期間毎に資質基準制度に対する第三者による外部監査を受け、その外部監査の評価の結果を IMO に提出することを義務付けている。海事科学研究科は、ISO9001（Quality Management System）を取得した実績に基づき、教育現場の実態に即した資質基準システム運用マニュアルを策定し、船員訓練や資格証明行為の適格性の確保に貢献する。平成 16 年 9 月 30 日に制定し、版を重ねて運用してきた QSS 運用マニュアルを平成 26 年 3 月 6 日に全面改訂し、新訂第一版として運用を開始した。全面改訂の趣旨は、大学教育管理システムに包含される QSS の位置付けの明確化と STCW 及び ISO9001 の思想準拠の明確化である。

平成 26 年 5 月 9 日には、国土交通省による QSS に関する外部監査として、一般財団法人日本海事協会（ClassNK）認証サービス事業部審査委員による監査を受審した。審査結果として不適合事項 2 件（4 箇所）及び推奨される是正処置 4 件の指摘を受け、QSS 運用マニュアル新訂第一版について、手順等の明確化を図る改訂作業に取り組み、平成 26 年 7 月 2 日に新訂第 2 版として制定した。ClassNK には改訂過程を報告し、折り返し、改訂結果を自ら確認・記録することとして、ClassNK 監査チームリーダーから「是正処置の有効性の確認及び監査の終結」の通知を平成 26 年 6 月 4 日に受領した。

以下に、神戸大学海事科学部 資質基準システム運用マニュアル（新訂第 2 版）を示す。

神戸大学海事科学部・乗船実習科

**船舶職員養成施設・登録海技免許講習実施機関としての
資質基準システム構築並びに運用における人材養成目標**

神戸大学海事科学部は、神戸大学教育憲章に則り、学部のカリキュラム（参照先を後掲）を掲げ、海事科学に関する教育を提供する。学部教育プログラムに船舶職員養成教育を包含して実施する。船舶職員養成教育では、船舶職員に求められる能力を基礎として、船舶運航に関する実践力を身に付け、国際海事社会の中で先頭に立って活躍できる人材を養成し、社会に送り出すことを目指す。

2014年7月2日制定

神戸大学海事科学部
トップマネジメント(教授会議長：海事科学研究科長、
海事科学部長(併任))

目次

1	概要	1-1
1.1	神戸大学における資質基準システムの位置付けと適用範囲	1-1
1.2	資質基準システムと大学・学部運営組織との対応	1-3
1.3	資質基準システム運用マニュアルの役割	1-3
2	教育方針	2-1
2.1	神戸大学(教育憲章)	2-1
2.2	海事科学部(アドミッション・ポリシー)	2-1
2.3	海事科学部(カリキュラム・ポリシー)	2-1
3	目標	3-1
4	組織、権限及び責任	4-1
4.1	組織構成	4-1
4.2	学内組織における役割と構成	4-5
4.2.1	役員会	4-5
4.2.2	学長	4-6
4.2.3	教授会	4-8
4.2.4	研究科長	4-8
4.2.5	副研究科長	4-9
4.2.6	研究科運営委員会	4-9
4.2.7	教学委員会	4-10
4.2.8	入試委員会	4-11
4.2.9	教育研究基礎委員会	4-11
4.2.10	海技教育センター運営委員会	4-12
4.2.11	教員選考委員会	4-12
4.2.12	専門部会	4-13
4.2.13	学科系会議	4-14
4.2.14	評価委員会	4-15
4.2.15	乗船実習科	4-16
4.2.16	事務部	4-16
4.3	資質基準システムの要件と学部内組織との関係	4-18
5	資質基準システムの維持	5-1
5.1	大学の運営におけるPDCA	5-1
5.2	海事科学部の運営におけるPDCAサイクル	5-2
5.3	教学システムの実行におけるPDCAサイクル	5-4
5.4	資質基準システムの要件との対応	5-5
5.4.1	測定及び分析	5-5

5.4.2	不適合へのフォローアップ	5-6
5.4.3	マネジメント・レビュー	5-6
5.4.4	文書の管理	5-7
5.4.5	記録の管理	5-8
6	内部監査	6-1
6.1	資質基準システムにおける内部監査の要件（レビュー）	6-1
6.2	学部運営における内部監査要件の充足	6-2
6.2.1	組織運営時における相互チェック	6-2
6.2.2	海技教育センター運営委員会による対応	6-3
6.2.3	自己点検	6-3
6.2.4	監事監査	6-3
7	外部評価	7-1
7.1	国立大学法人としての外部評価	7-1
7.1.1	概要	7-1
7.1.2	外部評価委員	7-2
7.2	大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）との関係	7-2
8	スタッフの資格及び訓練	8-1
9	訓練施設	9-1
10	実船活動	10-1
10.1	課程（カリキュラム）の設計、見直し及び承認	10-1
10.2	訓練（教育・実習）のモニタリングと監督	10-2
10.3	能力評価・試験	10-3
10.4	学生の入学	10-4

1 概要

1.1 神戸大学における資質基準システムの位置付けと適用範囲

神戸大学海事科学部は国立大学法人の学部として文部科学省の指導の下、学部運営を実施している。一方、国土交通省に対し「登録船舶職員養成施設」、「登録海技免許講習機関」の申請をし、その認可を受けている（図 1-1）。

資質基準システムは、「登録船舶職員養成施設」、「登録海技免許講習機関」として、品質管理システムを運用するための要件を定めるものである。資質基準システムの構築と運用にあたって、STCW 条約に則り、ISO 9001:2008 の国内版である JIS Q 9001:2008 の思想に準拠する。

学部は大学、学部の諸規則と教学システムに従った運営が求められる。学部運営の活動が資質基準システムの求める要件を包含・実践していると位置付ける（図 1-2）。資質基準システム運用マニュアルの適用範囲は、海事科学部及び船舶実習科内（図 1-2 灰色太実線内）に留まるが、品質保証システムとして効果的に機能させるため、マニュアル適用範囲外のシステムの一部を、マニュアル内の表現に含めている。

なお、本マニュアルで用いる「教学システム」とは、ディプロマポリシーに規定するレベルの教育水準の達成を目的とする、学生への教育サービスの実施主体である。教学システムは、施設・設備、事務職員、及び教員が構成要素となり、

- 教育・実習課程の設計
 - 教育・実習の実施
 - 教育・実習のモニタリングと監督
 - 課程の見直し
- の各機能を果たす。

この頁・余白

2 教育方針

2.1 神戸大学（教育憲章）

表 2-1 神戸大学（教育憲章） 参照先

インデックス	本マニュアル 2-1
URL	http://www.kobe-u.ac.jp/info/outline/charter/educational-charter.html
制定年月日	平成14年・2002年5月16日
改正年月日	-

2.2 海事科学部（アドミッション・ポリシー）

表 2-2 海事科学部（アドミッション・ポリシー：AP） 参照先

インデックス	本マニュアル 2-2
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/undergraduate/u_policy.html
制定年月日	平成15年・2003年10月9日
改正年月日	-

2.3 海事科学部（カリキュラム・ポリシー）

表 2-3 海事科学部（カリキュラム・ポリシー：CP） 参照先

インデックス	本マニュアル 2-3
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/undergraduate/pdf/ou_policy.pdf
制定年月日	平成24年・2012年3月1日
改正年月日	平成25年・2013年2月6日・平成24年度第11回大学教育推進委員会

この頁・余白

3 目標

表 3-1 海事科学部（ディプロマ・ポリシー：D.P） 参照先

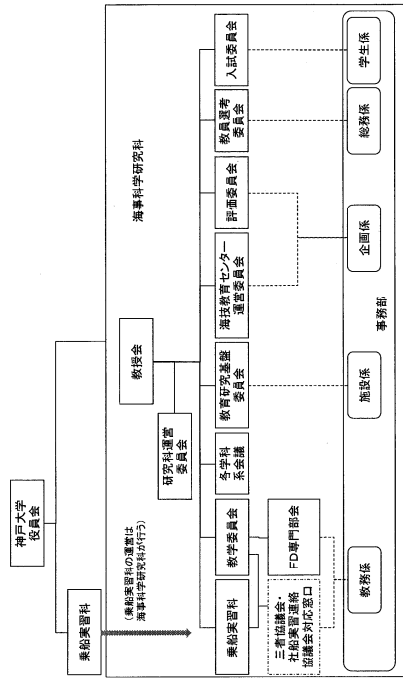
インデックス	本マニュアル3-1
URL	http://www.meritime.kobe-u.ac.jp/undergraduate/de_policy.html
制定年月日	平成23年・2011年9月1日
改正年月日	平成26年・2014年2月6日・平成25年度第10回大学教育推進委員会

この頁・余白

4 組織、権限及び責任

4.1 組織構成

図 4-1 に資質基準システムが求める要件の運営に係る神戸大学の組織構成を示す。



※ Faculty Development (教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称)

図 4-1 資質基準システムに係る神戸大学院海事科学研究科の組織構成

表 4-1～表 4-11 に各委員会等規則の参照先を示す。

表 4-12～表 4-16 に各事務係規則の参照先を示す。

表 4-1 学部教授会規則 参照先

インデックス	本マニュアル 4-1
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p43
制定年月日	平成 16 年・2004 年 4 月 1 日
改正年月日	平成 19 年・2007 年 4 月 1 日
改正年月日	平成 25 年・2013 年 4 月 1 日

表 4-2 研究科運営委員会規則 参照先

インデックス	本マニュアル 4-2
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p37
制定年月日	平成 15 年・2003 年 10 月 1 日
改正年月日	平成 17 年・2005 年 6 月 24 日
改正年月日	平成 19 年・2007 年 4 月 1 日
改正年月日	平成 24 年・2012 年 4 月 1 日

表 4-3 乗船実習科規則 参照先

インデックス	本マニュアル 4-3
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p138
制定年月日	平成 21 年・2009 年 4 月 1 日
改正年月日	平成 23 年・2011 年 4 月 1 日

表 4-4 教務委員会規則 参照先

インデックス	本マニュアル 4-4
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p49
制定年月日	平成 17 年・2005 年 10 月 1 日
改正年月日	平成 19 年・2007 年 4 月 1 日

表 4-5 FD 専門部会要項 参照先

インデックス	本マニュアル 4-5
URL	平成 26 年度の改訂版 (pdf ファイル) に掲載追加の予定
制定年月日	平成 19 年・2007 年 4 月 1 日
改正年月日	-

表 4-6 入試委員会規則 参照先

インデックス	本マニュアル 4-6
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p50
制定年月日	平成 16 年・2004 年 4 月 1 日
改正年月日	平成 17 年・2005 年 10 月 1 日
改正年月日	平成 19 年・2007 年 4 月 1 日

表 4-7 教育研究基礎委員会規則 参照先

インデックス	本マニュアル 4-7
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p51
制定年月日	平成 16 年・2004 年 4 月 1 日
改正年月日	平成 16 年・2004 年 11 月 19 日
改正年月日	平成 19 年・2007 年 4 月 1 日

表 4-8 海技教育センター運営委員会内規 参照先

インデックス	本マニュアル 4-8
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p137
制定年月日	平成 22 年・2010 年 4 月 1 日
改正年月日	平成 25 年・2013 年 10 月 1 日

表 4-9 評価委員会規則 参照先

インデックス	本マニュアル 4-9
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p47
制定年月日	平成 16 年・2004 年 4 月 1 日
改正年月日	平成 17 年・2005 年 10 月 1 日
改正年月日	平成 18 年・2006 年 12 月 1 日
改正年月日	平成 19 年・2007 年 4 月 1 日

表 4-10 教員選挙規則 参照先

インデックス	本マニュアル 4-10
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kaijikisoku.pdf p75
制定年月日	平成 19 年・2007 年 4 月 1 日
改正年月日	-

表 4-11 系会議 (海事科学研究科組織・運営規則) 参照先

インデックス	本マニュアル 4-11
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kajikisoku.pdf p3
制定年月日	-
改正年月日	-

表 4-12 教務係 (神戸大学大学院海事科学研究科事務部事務分掌内規) 参照先

インデックス	本マニュアル 4-12
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kajikisoku.pdf p59
制定年月日	平成 24 年・2012 年 7 月 1 日
改正年月日	-

表 4-13 学生係 (神戸大学大学院海事科学研究科事務部事務分掌内規) 参照先

インデックス	本マニュアル 4-13
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kajikisoku.pdf p59
制定年月日	平成 24 年・2012 年 7 月 1 日
改正年月日	-

表 4-14 施設係 (神戸大学大学院海事科学研究科事務部事務分掌内規) 参照先

インデックス	本マニュアル 4-14
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kajikisoku.pdf p59
制定年月日	平成 24 年・2012 年 7 月 1 日
改正年月日	-

表 4-15 企画係 (神戸大学大学院海事科学研究科事務部事務分掌内規) 参照先

インデックス	本マニュアル 4-15
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kajikisoku.pdf p59
制定年月日	平成 24 年・2012 年 7 月 1 日
改正年月日	-

表 4-16 総務係 (神戸大学大学院海事科学研究科事務部事務分掌内規) 参照先

インデックス	本マニュアル 4-16
URL	http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/kajikisoku.pdf p59
制定年月日	平成 24 年・2012 年 7 月 1 日
改正年月日	-

4.2 学内組織における役割と構成

4.2.1 役員会

◆国立大学法人法
(役員)

第 10 条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事 2 人を置く。
2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第 1 の第 4 欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員) 学長は、学校教育法第 92 条第 3 項に規定する職務を行うとともに、国立大学法の職務及び権限)

第 11 条 学長は、次の事項について決定しようとするときは、学長及び理事で構成する人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定しようとするときは、学長及び理事で構成する会議 (第 5 号において「役員会」という。) の議を経なければならぬ。

(1) 中期目標についての意見 (国立大学法人法等第 30 条第 3 項の規定により文部

科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。) 及び年度計画に関する事項

(2) この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

◆神戸大学学則

第 4 章 運営組織

(役員会)

第 19 条 本学に、法第 11 条第 2 項に規定する学長及び理事で構成する会議として、役員会を置く。

2 役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

◆神戸大学役員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則第 19 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人神戸大学役員会(以下「役員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 役員会は、次に掲げる役員をもって組織する。

- (1)学長
- (2)理事

(審議事項)

第3条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(本学が国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
- (2) 法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(議長)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 学長は、役員会の3分の1以上が附議しようとする事項を示して、連署の上、役員会の開催を請求したときは、役員会を招集するものとする。

4.2.2 学長

◆学校教育法

第9章 大学

第83条 大学

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を實現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第92条

大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として選出と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統轄する。

4 副学長は、学長の職務を助ける。

5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に

従事する。

8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

◆国立大学法人法

(役員)

第10条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事2人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第1の第4欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の職務及び権限)

第11条 学長は、学校教育法(昭和22年法律第26)第92条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について「役員会」という。)の議を提案しなければならない。 (1)中期目標についての意見(国立大学法人法等第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。)及び年度計画に関する事項

(2) この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

◆学則 (理事)

第17条 本学に置く理事の数は8人以内とする。

2 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 理事の職務分担、選挙の方法その他理事に関し必要な事項は、学長が定める。

4 理事は、学長の定めるところにより、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときは、その職務を行う。

- 5 理事のうち、学長が必要と認める者は、副学長を称する。
 (1)研究、(2)企画評価・人事、(3)教育・学生、(4)病院・危機管理、
 (5)国際・入試、(6)産学社会連携・広報、(7)財務、(8)総務・施設

4.2.3 教授会

◆教授会規則 (組織)

第2条 教授会は、神戸大学大学院海事科学研究所（以下「研究所」という。）に勤務する神戸大学の専任の教授、准教授、講師、助教（これらのうち、特命教員を除く。）及び助手（以下「構成員」という。）をもって組織する。ただし、教授会が必要であると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、研究所における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 神戸大学大学院海事科学研究所長候補者及び研究所が選出する評議員候補者の選考に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 年次計画に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) 規則等の前記文は改題に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、休学、修了、除籍、懲戒その他学生の身分に関する事項
- (7) 授業及び実験に関する事項
- (8) 学位の審査に関する事項
- (9) 学生の厚生補導に関する事項
- (10) 予算に関する事項
- (11) その他研究所に関する重要事項

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

4.2.4 研究科長

◆学校教育法

第九章 大学

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第92条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければなら

い。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統轄する。
- 4 副学長は、学長の職務を助ける。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

4.2.5 副研究科長

◆副研究科長選考内規

(選考)

第2条 副研究科長は、研究科に所属する専任の教授のうちから神戸大学大学院海事科学研究所長（以下「研究所長」という。）が指名する。

(副研究科長の任期)

第3条 副研究科長の任期は2年とし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期期間とする。ただし、当該副研究科長を指名する研究科長の任期の満期を越えることはできない。

(構成)

副研究科長 2人（教育担当、研究担当に区分）

4.2.6 研究科運営委員会

◆海事科学研究所運営委員会規則

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科及び学部の教育研究目標、組織の設置・改廃その他管理運営に関する事項

(2) 研究科及び学部の将来計画を含む全般的な課題の企画に関する事項

(3) 年次計画の策定に関する事項

(4) 教員の人事に関する事項

(5) その他研究科長が必要と認める事項

(組織)

運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

第3条 (1) 研究科長

(2) 副研究科長

(3) 研究科長補佐

(4) 国際海事研究センター長

(5) 講座主任

(6) 入試委員会委員長

(7) 教学委員会委員長

(8) 事務長

(9) その他運営委員会が必要と認める者

(議長)

第4条 研究科長は、必要に応じ運営委員会を招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名する者がその職務を代行する。

4.2.7 教学委員会

◆ 教学委員会規則
(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育課程、履修、学籍その他教務に関する事項

(2) 専門基礎教育の企画、授業担当者の調整に関する事項

(3) 学生行事、奨学援助、就職対策その他学生生活に関する事項

(4) 学部教育連絡会議に関する事項

(5) 留学生に関する事項

(6) 乗船実習科学生の教務及び学生生活に関する事項

(7) その他教務及び学生の指導に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副研究科長 1人

(2) 乗船実習科長

(3) 講座から選出された教員各2人

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号及び第3号委員の中から互選により選出

する。

4.2.8 入試委員会

◆ 入試委員会規則
(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 入学試験についての基本計画に関する事項

(2) 学生の募集に関する事項

(3) 入学試験の実施に関する事項

(4) 入学試験の教科・科目に関する事項

(5) 入学者選考に関する事項

(6) 入学者選考方法の改善に関する事項

(7) オープンキャンパス、高大連携に関する事項

(8) その他入学者選考に関し委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副研究科長 1人

(2) 講座から選出された教員各2人

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号委員の中から委員の互選により選出する。

4.2.9 教育研究基礎委員会

◆ 教育研究基礎委員会規則
(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 情報基盤のための資源及びネットワークの整備に関する事項

(2) ネットワークの運用とセキュリティポリシーの実行に関する事項

(3) 情報処理教育のために必要な設備の整備と運用に関する事項

(4) 施設整備に関する事項

(5) その他教育研究の基盤に関わる事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 研究科長の指名する者

(2) 講座から選出された教員各2人

(3) 各専門部会長（ネットワーク利用専門部会長、システム管理専門部会長、情報処理教育専門部会長）

(4) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4.2.10 海技教育センター運営委員会

◆海技教育センター運営委員会内規
(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 神戸大学海事学部海技教育センター（以下「センター」という。）の運営及び海技に関する教育研究の方針に関する事項
- (2) 練習船、実習船及びクルーザーヨット（以下「学内船舶」という。）の運航及び整備の方針に関する事項
- (3) 学内船舶以外の舟艇及び海岸設備の管理、運営の方針に関する事項
- (4) 学内船舶乗組員の配置に関する事項
- (5) センター長の推薦に関する事項
- (6) その他センターに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織し、委員長はセンター長をもって充てる。

- (1) センター長
- (2) 副研究科長 1人
- (3) センターの教員
- (4) 練習船の船長及び機関長
- (5) 講座から選出された教員
- (6) 事務長

- 2 特別の事項を審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は、神戸大学大学院海事科学研究科教職員のうちから研究科長が選出する。

4.2.11 教員選考委員会

◆教員選考規則

第1条 この規則は、神戸大学大学院海事科学研究科（以下「研究科」という。）の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考について、必要な事項を定める。

第2条 教員の採用又は昇任が必要とするときは、その所属講座の講座主任は、候補者の履歴書、業績に関する書類その他選考に必要な資料を添えて、研究科長に推薦するものとする。

第3条 前条の規定により教員の採用又は昇任候補者の推薦があったときは、研究科長

は、これを神戸大学大学院海事科学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）に附議する。

第4条 運営委員会は、選考の結果を研究科教授会（以下「教授会」という。）に報告する。

第5条 教授会は、運営委員会の報告に基づき、無記名投票によりその可否を決定する。ただし、候補者が非常勤講師となるときは、投票を省略することができる。

2 前項本文の場合において、候補者が次の各号に定める者であるときは、教授会の規定にかかわらず当該各号の定めるところによる。

- (1) 候補者が教授となる者であるときは、教授のみによる教授会
- (2) 候補者が准教授となる者であるときは、教授及び准教授による教授会
- (3) 候補者が講師となる者であるときは、教授、准教授及び講師による教授会

◆教員選考委員会内規

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の公募に関する事項
- (2) 神戸大学大学院海事科学研究科教員選考に関する内規（平成18年5月17日制定）及び神戸大学大学院海事科学研究科教員選考に関する内規の取扱い（平成19年5月23日制定）に定める採用又は昇任候補者（以下「候補者」という。）の選考に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、候補者ごとに次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 候補者の所属することとなる講座又は候補者の所属している講座（以下「当該講座」という。）から推薦された教員 2人
 - (2) 当該講座以外の各講座から推薦された教員 各1人
- 2 研究科長が必要と認めた場合は、運営委員会の承認を得て、委員会の構成を変更することができる。
- 3 当該講座の講座主任は、第1項の組織を運営委員会に報告し、その承認を得なければならぬ。
 - 4 委員会は、当該候補者の選考が終了するまで引き続くものとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4.2.12 専門部会

◆教学委員会FD専門部会要項

(審議事項)

第2条 専門部会は、授業方向上のため、次に掲げる事項を審議及び調査等行う。

- (1) 授業力向上のための企画・実施に関すること
 (2) 学生、教員及び第三者による授業評価に関すること
 (3) 教員相互の授業参観に関すること
 (4) 授業内容・方法の改善等に関すること
 (5) 新任教員の研修等に関すること
 (6) 授業力向上に関するシンポジウムの開催に関すること
 (7) 授業力向上に関する調査等及び報告書に関すること
 (8) その他授業力向上に関すること
- (組織)
- 第3条 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 (1) 講座から選出された教員各2人
 (2) 教学委員会が必要と認めた教員
 (3) 教学委員長が指名した教学委員1人
- 2 専門部会に部会長を置き、部会長は教学委員会委員長が指名する。

4.2.13 学科系会議

◆海事科学研究科組織・運営規則 (学科・課程会議)

- 第7条 学部は、学科及び課程の授業の円滑な実施並びに学生の適切な指導等について審議するため学科・課程会議を置く。
- 2 学科・課程会議は、それぞれの学科長、課程長及び学科、課程の担当教員で構成する。
- (講座主任及び副講座主任)
- 第8条 第2条第1項の各講座に、その講座の代表としてその講座の運営に当たるとともに他の講座相互の連絡調整に当たつるため講座主任を置く。
- 2 講座主任は、海事技術マネジメント学科長、海洋ロジスティクス科学科長及びマリエンジニアリング学科長をもって充てる。
- 3 各講座には、副講座主任を置くものとし、主に大学院に関する事項を担当するものとする。
- 4 副講座主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補次の副講座主任の任期は、前任者の残任期間とする。
- (講座会議)
- 第9条 研究科に、教員による研究科の活動及び運営等の円滑な実施について審議するため講座会議を置く。
- 2 講座会議は、講座主任、副講座主任及び講座の所属教員で構成する。
- (系主任及び副系主任)
- 第9条の2 第2条第2項に規定する各系に、その系の代表としてその系の運営に当たる

- とともに他の系相互の連絡調整に当たつるため系主任を置く。
- 2 航海マネジメント系主任又はロジスティクス系主任のうちいずれか一の系主任は、グローバル輸送科学科長をもって充てる。この場合において、同学科長を充てない系主任は、当該系に所属する教授をもって充てる。
- 3 海洋安全システム系主任又はマリエンジニアリング系主任は、それぞれ海洋安全システム科学科長又はマリエンジニアリング学科長をもって充てる。
- 4 系主任(第2項後段の規定による当該系に所属する教授をもって充てる場合に限る。)の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補次の系主任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 各系には、副系主任を置くものとし、主に大学院に関する事項を担当するものとする。
- 6 副系主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補次の副系主任の任期は、前任者の残任期間とする。
- (系会議)

- 第9条の3 研究科に、教員による研究科の活動及び運営等の円滑な実施について審議するため系会議を置く。
- 2 系会議は、系主任、副系主任及び系の所属教員で構成する。

4.2.14 評価委員会

◆評価委員会規則 (審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 (1) 教育、研究、国際交流及び社会貢献等に関する自己点検・自己評価並びに外部評価の項目の取扱いに関する事項
 (2) 自己点検・自己評価の実施に関する事項
 (3) 自己点検・自己評価結果の活用の取扱いに関する事項
 (4) 年次計画の点検に関する事項
 (5) その他自己点検・自己評価に関する事項
- (組織)
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 (1) 研究科長
 (2) 副研究科長
 (3) 研究科長が指名する者
 (4) 講座から選出された教員各2人
 (5) 事務長
 (6) その他委員会が必要と認めた者
- (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

4.2.15 乗船実習科

◆乗船実習科規則

(目的)

第2条 乗船実習科は、神戸大学海事科学部を卒業した者で海技士の免許を受けようとするものに対し乗船実習を行い、もって船舶職員としての資質をかん養するとともに船舶運航技術を総合的に習得させることを目的とする。

(課程)

第3条 乗船実習科に次の課程を置く。

航海課程

機関課程

(学生定員)

第4条 乗船実習科の入学定員は、次のとおりとする。

航海課程 50名

機関課程 40名

(管理運営)

第5条 乗船実習科の管理運営は、海事科学部教授会が行うものとする。

(乗船実習科長)

第6条 乗船実習科に乗船実習科長を置く。

2 乗船実習科長は、乗船実習科に関する事項を総括する。

3 乗船実習科長の選考に關し必要な事項は、別に定める。

4.2.16 事務部

◆事務部事務分掌内規

(事務分掌)

第2条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

(1)事務部の事務に關し、総括し、及び連絡調整すること。

(2)教授会その他の会議及び諸行事に關すること。

(3)規則等の制定及び改廃に關すること。

(4)講座等の設置及び改廃に關すること。

(5)公印の管守に關すること。

2 企画係においては、次の事務をつかさどる。

(1)年次計画に關すること。

(2)自己点検・評価及び外部評価に關すること。

(3)学術研究の助成、振興、産業界等との連携等の企画立案に關すること。

(4)国際海事研究センターに關すること。

(5)海技教育センターに關すること。

3 会計係においては、次の事務をつかさどる。

(1)予算要求に關すること。

(2)予算及び決算に關すること。

(3)1取引100万円未満及び固定資産計上とならない物品等の契約(収入原因契約を含む。)に關すること。

(4)債権の発生及び通知に關すること。

(5)資産の管理(修正簿、教産、グランド等の使用申請の受付、使用許可書の交付、使用料の徴収を含む。)に關すること。

4 施設係においては、次の事務をつかさどる。

(1)施設及び設備の影響計画並びに実施計画に關すること。

(2)施設及び設備の工事に係る工事の設計、積算及び施工監理に關すること。

(3)土地・建物・給排水・電気・ガスその他設備等の維持保全に關すること。

(4)250万円未満の工事請負契約に關すること。

(5)所掌事務の調査、統計及び報告に關すること。

5 教務係においては、次の事務をつかさどる。

(1)教育課程の編成及び学層に關すること。

(2)授業、試験及び成績管理に關すること。

(3)学籍管理に關すること。

(4)教室、教材及び教具に關すること。

(5)非常勤講師に關すること。

6 学生係においては、次の事務をつかさどる。

(1)学生の募集及び入学試験に關すること。

(2)外国人留学生に關すること。

(3)他大学との学生交流に關すること。

(4)学生の奨学金に關すること。

(5)入学科免除、授業料免除及び徴収猶予に關すること。

(組織)

(1)事務長、(2)事務長補佐 2人、(3)総務係、(4)企画係、(5)会計係、(6)施設係、

(7)専門職員、(8)教務係、(9)学生係

※神戸大学大学院海事科学部研究科における系の設置に伴う設置規則

第1条 神戸大学大学院海事科学部研究科において制定した研究科運営委員会、各種委員

会等に係る規則、規程等のうち、当該委員会組織等に関する規定中、「講座」

とあるのは「系」と読み替えるものとする。この場合において、特別の事情に

より設置後の規則等により難い場合には、研究科長は別段の取扱いをすること

ができる。

4.3 資質基準システムの要件と学部内組織との関係

表 4-17 に資質基準システムの要件と学部内組織との関係を示す。

資質基準システムの要件	神戸大学海事科学部内組織										
	教務会	研究科運営委員会	社会連携推進協議会(学務部)	教務委員会	FD 専門員会	各学科委員会	教育研究推進委員会	海運教育センター推進委員会	評価委員会	教員開発委員会	入試委員会
測定及び分析	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不適合へのフォローアップ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
マネジメント・レビュー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文書の管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
記録の管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内部監査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外部評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スタッフの資性及び訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訓練施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
課程の設計、見直し及び承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訓練のモニタリングと監督	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
能力評価・試験	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学生の入学と卒業証書の発給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5 資質基準システムの維持

5.1 大学の運営における PDCA

図 5-1 に神戸大学海事科学部の資質基準システムに関係する大学運営の PDCA サイクルを示す。

海事科学部は神戸大学の一学部であり、神戸大学全体の運営計画の中で学部の運営が図られる。大学におけるトップマネジメントは学長と理事から構成される役員会である。学長と役員会の主導の下に、管理対象として各学部（海事科学部）が位置付けられることから、大学運営における PDCA サイクルは以下のように整理することができる。

<PLAN>

- 学長・役員会は、各学部（海事科学部）から提示された学部運営計画を審議するとともに、学部に対する監事による監査（監事監査）を計画する。

<DO>

- 各学部（海事科学部）は審議された運営計画に則り学部を運営する。

<CHECK>

- 学長・役員会は各学部（海事科学部）から学部運営の実績として報告された内容について審議する。
- 監事監査が実施される。
- 外部評価委員は、各学部（海事科学部）から提出された「自己点検報告書」の内容を精査・確認する。

<ACT>

- 学長・役員会は各学部（海事科学部）に対し必要と判断する指示を出す。
- 外部評価委員は、各学部（海事科学部）に対し必要と判断する提案・助言を行う。

また、学部運営においても、教育・実習の実施主体（すなわち、教学システム）を管理対象とする PDCA サイクルが存在する。さらには、教学システムの実行段階（教育・実習の実施）においても、教育・実習のそのサービス自体を管理対象とする PDCA サイクルが存在する。つまり、大学の運営における PDCA サイクルは、第一層の管理主体である「学長・役員会」とこれに対する管理対象としての「学部の運営」、第二層の管理主体である「学部の運営」とこれに対する管理対象としての「教学システム」、第三層の管理主体として「教学システム」とこれに対する「教育・実習の実施」、という、三層の入れ子構造において形成される。

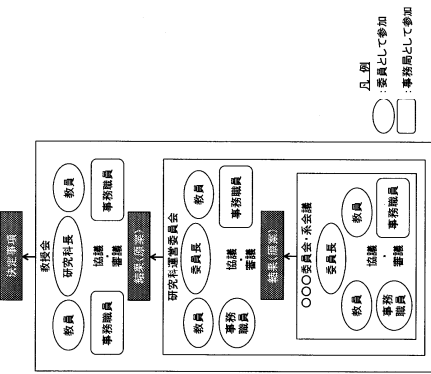


図 5-3 審議のスタイル

5.3 教学システムの実行におけるPDCAサイクル

教学システムの実行、すなわち、教育・実習の実施におけるPDCAサイクルを以下に示す。

<PLAN>

教育・実習の計画は、三級海技士の科目を担当する教員によって策定される。この計画は課程（シラバス）として登録される。

<DO>

シラバスに従って、教育・実習が実施される。

<CHECK>

教育・実習の成果については、定期試験などを通じて確認される。また、実施状況のモニタリングとして、FD活動としてピアレビューとともに、学生に対する授業アンケートとその結果を受けての教員アンケートが実施される。

<ACT>

ピアレビューの結果は担当教員に報告され、授業アンケート等の結果とともに改善のための根拠として参照れる。適宜、シラバスが修正される。

5.4 資質基準システムの要件との対応

5.4.1 測定及び分析

- (1) 「教学システムの実行」レベル
 - ① FD専門部会の活動
ピアレビューを企画し、実行している。
授業アンケート、教員アンケートを企画し、実行している。
 - ② 三者協議会・社船実習連絡協議会
航海訓練所及び練習船提供の船社との連絡・協議の場を持ち、実習状況の把握とともに問題点の共有、解決を図っている。
- (2) 「学部の運営」レベル
 - ① 授業アンケート
授業内容だけではなく、学部運営に関する意見も出される可能性がある。この対応を行っている。
 - ② 学生意見箱の設置
学生からの自由意見の投書を受け付けている。投書された内容につき、所轄の委員会等が選定され、対応をしている。
 - ③ 学級担任制度
一学科に2名の専属の教員を配置し、就学上の問題などの相談に応じ、必要な対応を講じている。
 - ④ ハラスメント相談窓口
専門の相談窓口を設けて、学生の相談に応じ、必要な措置を講じている。
- (3) 「大学の運営」レベル
 - ① 学長・役員会
部局長会議そのた全学委員会にて学部運営の報告がされる。学長・役員会において審議される。
 - ② 監事監査
監事監査が実施される。
 - ③ 外部評価
学部からの報告と自己点検報告書について精査が行われる。

5.4.2 不適合へのフォローアップ及び是正処置、予防処置

神戸大学海事科学部における不適合は、「教学システムの実行」レベル、「学部の運営」レベル、並びに「大学の運営」レベルにおいて発生する可能性がある。(p5-6、5.4.2項) 不適合は、それぞれ担当する委員会等への報告等により検知される。

担当する委員会の委員長は、不適合の内容、緊急性を検討し、定期的あるいは不定期的委員会等を招集し、対応策を策定する。

委員会等の決議に従い、対応策が実行される。この行為により不適合の状態は識別される。この際、適切的処置の必要性も併せて検討され、実行される。必要に応じて、規則等の改定がなされ、再発の防止が図られる。

(1) 「教学システムの実行」レベル

教育実施にかかる(学生及び教員間で発生する)不適合は、「教学システムの実行」レベルで対応される。不適合情報は、事務分掌に基づき教務係あるいは学生係に集約され、

教学委員会が同委員会規則に則り不適合の管理、是正処置及び予防処置を行う。

ピアレビュー、授業アンケートに基づく教員の改善活動が「教学システムの実行」レベルにおける不適合へのフォローアップ活動に相当する。

改善内容はFD専門部会経由で教学委員会へ報告される。

(2) 「学部の運営」レベル

教育管理運営にかかる(人事、会計、施設、設備で発生する)不適合は、「学部の運営」レベルで対応される。不適合情報は、事務分掌に基づき総務係、会計係、施設係などに集約され、関係規則・規程に則り不適合の管理、是正処置及び予防処置を行う。

各種委員会等と引き続き深く研究科運営委員会での検討、及び最終的な教授会での検討・承認が「学部の運営」レベルにおける不適合へのフォローアップ活動に相当する。「大学の運営」レベル以上のPDCAサイクルはQSSの所掌を超えたサイクルであり、不適合管理、是正

処置及び予防処置は本マニュアルの対象外である。

(3) 「大学の運営」レベル

学長・役員会での検討・承認が「大学の運営」レベルにおける不適合へのフォローアップ活動に相当する。

5.4.3 マネジメント・レビュー

(1) 「教学システムの実行」レベル

教学委員会における審議・承認活動が「教学システムの実行」レベルにおけるマネジメント・レビューに相当する。

(2) 「学部の運営」レベル

研究科運営委員会と教授会における審議・承認活動が「学部の運営」レベルにおけるマネジメント・レビューに相当する。

(3) 「大学の運営」レベル

学長・役員会における審議・承認活動が「大学の運営」レベルにおけるマネジメント・レビューに相当する。

5.4.4 文書の管理

(1) 規則・内規の維持

海事科学部は、各種委員会及び事務係の職務につき、規則・内規を定めている(4.1編 細構成 参照)。

これら文書には制定及び改正の年月日が付記され、更新の記録が維持されている。また、海事科学部の職員用ホームページ(<http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/>)に最新版がアップロードされており、適宜更新が反映された内容を参照することができる。

文書管理においては、神戸大学文書処理規程に基づき、紙文書又は電子文書のいずれか又は両方による文書の処理を行っている。資質基準システム運用マニュアルに関する文書は、海事科学部規則、教育を提供する上で作成される文書(授業で使用する文書等)、各種委員会で作成する資質基準システム運用マニュアルに関連する文書、外研機関が作成する業務上必要な文書、事務が作成する船舶職員養成施設登録申請書、学校基本調査等の調査報告文書等がある。

参照 神戸大学文書処理規程

(<http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/act/frame/frame110000428.htm>)

(2) 重要図書

資質基準システムにおける重要図書を表5-1に示す。

冊子(ハンドブック)で配布される「学生便覧」(毎年更新)及び「安全の手引」(隔年更新)は、入学時に各学生に手交される。

シラバス、履修者名簿、成績表は、Web上の管理システム(「うりぼーネット」と呼称)上で運営されている。教員及び事務職員はシステム管理者からIDとパスワードを与えられ、定められた権限の下、適宜登録・参照を行う。

表 5-1 海事科学部における資質基準システムの重要図書

タイトル	概要	形態
学生便覧	教学システムに関する諸規則及び履修の案内	冊子 (ハンドブック)
シラバス	課程 (講義・演習・実験・実習) の内容	Web 経由 「教務情報システム」
履修者名簿	課程の履修者プロフィール	
成績表	課程毎の成績表	
図書館情報	所蔵図書、外部データベース検索	Web 経由 「神戸大学附属図書館」、 「同 海事科学分館」
安全の手引	講義・演習・実験・実習における安全対策	冊子 (ハンドブック)

5.4.5 記録の管理

神戸大学法人文書管理規則に定められている保存要領に基づき、紙文書又は電子文書のいずれか又は両方による文書の保存等処理を行っている。

資質基準システム運用マニュアルに関する文書は、神戸大学法人文書管理規則に従い、作成、整理、保存、移管、廃棄、保存期間の延長等を行う。

参照 神戸大学法人文書管理規則

(<http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan/rules/act/frame/frame110000543.htm>)

(1) 各委員会等議事録

各種委員会、系会議では、必ず議事録が取られる。議事録は、委員へ回覧され、適宜修正された後確定する。

各種委員会には、事務職員が事務局として参加しており、各所轄の係にて文書としてファイルされる。

また、教員に対して周知を図る必要がある全学委員会の議事録については、電子メールを介して一斉通知される。

(2) 各文書ファイル

上記議事録の他、教務情報システムの管理下でない文書ファイルは、各所轄の係の管理下において、作成・保管される。

(3) 教務情報システム

Web を介して職員・事務職員の参照・登録作業環境を提供する。

登録結果は適宜システム上の機能として記録・管理される。

6 内部監査

6.1 資質基準システムにおける内部監査の要件 (レビュー)

資質基準システムは ISO9000 シリーズ (品質管理システム) に準じ、内部監査の実施を要件としている。資質基準システムにおける内部監査の要件を以下に示す。

<内部監査で確認する事項>

- a) 資質基準システムが、
 - ・訓練の実施活動計画に適合しているか
 - ・STCW条約に課わられている資質基準システムの要求事項に適合しているか
 - ・学部が決めた資質基準システムの要求事項に適合しているか
- b) 資質基準システムが効果的に実施され、維持されているか

<内部監査の実施>

- a) 監査プログラムの策定
 - ・重要性、これまでの監査結果を考慮した監査の対象の決定
 - ・監査基準、範囲、頻度の決定
- b) 監査の客観性と公平性の確保
- c) 自己の監査はしない

<監査手順の文書化>

監査に関わる計画と実施、監査結果の報告、記録の管理についての責任、実施体制を規定し、文書として示しておくこと。

<監査者の責任>

監査の担当者 (責任者) は不適合が発見された場合は、不適合が解消されるとともに、その原因について適切な処置が確実に施されるようにする。
この処置が検証され、その結果を報告させる。

6.2 学部運営における内部監査要件の充足

6.2.1 組織運営時における相互チェック

(1) 事務職員の中立性

資質基準システムなどの管理システムにおける内部監査の目的は、定められた当該システムが求められる要件を満たしている状態が維持され、そして要件に従って策定されたプランが履行されていること、を確認し、必要とされる是正処置あるいは予防処置の検討のための情報を取得にすることにあり（マネジメント・レビューへのインプット）。

海事科学部に限らず大学（学部）の運営は、教員の他に、独立した事務組織に属する職員が携わる。事務職員は、国立大学法人統一試験及び神戸大学職員採用試験を合格して採用され学部運営事務にあたっており、諸規則に精通している。

従って、各種委員会等の運営において事務局として参加している事務職員は、かかる審議が、倫理面も含めて、諸規則に則つたものか、所轄の権限と責務の範囲にあるかを常に確認していることになる。委員会等の運営は教員の主導によるが、システムの要件を充足させる観点からみて、事務職員の立会いの下での委員会審議には中立的なチェック機能が常時働いていると解釈することができる。また、それぞれの委員会での審議では、是正処置あるいは予防処置が所案として策定される場合があり、この結果は、先述のとおり、同時に事務職員の確認機能が働いている環境下での研究科運営委員会と教授会において審議される。つまり、トップマネジメントである研究科運営委員会と教授会に原案としての是正処置あるいは予防処置が、検閲経緯の説明を伴って提示された時点で、マネジメント・レビューのインプットは満足されていると解釈できる。

以上のことから、中立的な立場で規則運用を確認する機能を有する、事務職員を伴った学部運営のための諸検討は、内部監査の本質的な要件を充足していると考ええる。

(2) 教員の独立性

教員は、一般の組織のように、ある部門に専属し、その構成員として役割分限を担っているものではない。講座（系）としてのグループは存在するものの、教育・実習の実行におけるサービスの課程（講義・演習・実験・実習）についての情報交換・意見集約の目的であり、あくまで、課程の設計、実施、見直しに関しては担当する教員自己の責任で完遂する。また、採用、昇任等教員の選考は教授会で別途定められた基準に従った審議事項であり、教員の相互に個別の利害関係は存在しない。つまり、教員は相互に独立している。教員が各種委員会の委員として参画するにあたり、個々の見識をもって審議内容を検討する。この検討の過程において、それぞれの意見の妥当性を相互に確認することになる。

このような衆議を経ることにより、委員会の目的と機能の要件は充足されることになる。このことは、学部の運営要件を満たし、定められたプランの遂行を確実にしていることと解釈することができる。

6.2.2 海技教育センター運営委員会による対応

(1) 情報収集と対応

STCW条約、船舶職員及び小型船舶操縦者法等に関する情報の収集については、国土交通省、航海訓練所、東京海洋大学、高等専門学校等との連絡窓口としての機能を、海技教育センター運営委員会が義務係と連携して担当する。海技教育センター運営委員会は学内での対応に必要な要件の分析、学部運営への反映などの具体的対応プランを策定し、実施する。

この活動は、一般的な管理システムでの内部監査における、各部門へ適用する監査基準の設定制業に相当する。

(2) 評価委員会との連携

海技教育センター運営委員会は、資質基準システムとして求められる対応について、学部の掲げる目標の一部として評価委員会に報告する。

6.2.3 自己点検

評価委員会は、年次目標を策定するとともに、実施した実績を自己点検報告書として集約する。

評価委員会は、海技教育センター運営委員会から提出された、資質基準システムとして対応が求められる事項を把握し、かつ、関係する委員会等の活動について、その実施等の経過を確認する。その結果を自己点検報告書に記載する。

この活動全般は、規定された活動の実施状況についての確認・承認を与えていることによる。一般的な内部監査の計画と実施、及び記録に相当する。

6.2.4 監事監査

学長・役員会は、大学の事業目標、中期計画、及び年次計画を監査基準として、監査計画を策定し、対象となる学部への通知と対応を要請する。

監事は、大学の業務全般について監査を行う。

学部は、監査計画に従って監査の準備及び当日の対応をする。

監事は監査結果を学長に報告し、学長・役員会は内容を確認のうえ、必要な処置を指示事項として整理、学部へ運達する。

この活動は、一般的な内部監査における是正処置、改善要求に相当する。

6.3 内部監査手順

- (1) 組織運営時における相互チェック（資質基準システムの維持）での内部監査の要件充足の手順
- 神戸大学海事科学部における内部監査の要件は、事務職員の中立性及び教員の独立性により、組織運営において常時充足されている。
- 従って、各委員会等の運営について規定する「規則」「内規」「申し合わせ」が、資質基準システムの維持を目的とした内部監査の手順となる。
- (2) 学部運営（資質基準システムの要件充足）における内部監査の要件充足の手順
- ①監査計画の策定と関係部署への通知
- ・海技教育センター運営委員会は、STCW条約、船舶職員及び小型船舶操縦者法等の情報を、国土交通省並びに三者協議会・船舶実習連絡協議会等を通じて収集する。
 - ・必要な対応につき、担当する委員会等を特定するとともに、具体案をプランとして策定し提示する。
 - ・担当する委員会等とともに当該プランの実効性等を協議・確認し、その実行を依頼する。
- ②監査基準の通知
- ・海技教育センター運営委員会は、担当する委員会等の特定と必要な対応（プラン）を評価委員会に報告する。
 - ・評価委員会は、各プランを担当が割り振られた委員会の実行目標（自己点検事項）とする。
- ③内部監査の実施と記録、報告
- ・評価委員会は、自己点検事項となった実行目標の達成を確認する。
 - ・評価委員会は、内部監査の記録として自己点検報告書を取りまとめる。
 - ・評価委員会は、自己点検報告書に基づき、内部監査の内容を研究科運営委員会に報告する。
- (3) 大学運営（資質基準システムの要件充足）における内部監査の要件充足の手順
- <Pg-3, 6.2.4 監事監査の記述に同じ>

7 外部評価

7.1 国立大学法人としての外部評価

7.1.1 概要

日本の高等教育（大学等）に関する評価の種類と主要な評価制度は、独立行政法人大学評価・学位授与機構のウェブサイト「我が国の高等教育の評価」において、法律等の根拠と共に簡潔に整理されている。（参考：http://portal.niad.ac.jp/library/1179902_1415.html）

歴史的な背景は以下の通りである。

- 1991 (H 3) 自己点検・評価の努力義務化
- 1999 (H11) 自己点検・評価の実施と結果公表の義務化及び外部評価による検証の努力義務化（大学設置基準改正）
- 2002 (H14) 大学の自己点検・評価の実施と結果公表に係る規定を法律に明示（学校教育法改正）
- 2004 (H16) 大学の自己点検・評価の実施と結果公表について施行

国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号、最終改正：平成25年12月11日法律第98号）の概要が文部科学省ウェブサイト「国立大学法人法の概要」において簡潔に整理されている。（参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/03062704.htm）

外部評価に関する要旨を抄録して示す。

- 「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行
- 大学の教育研究実績を第三者機関により評価・チェック
- 第三者評価の結果を大学の資源配分に確実な反映
- 評価結果、財務内容、教育研究等の情報を広く公表

以上の背景を踏まえ、神戸大学では「神戸大学における点検・評価の基本的な考え方」において「外部の視点を取り入れた点検・評価」を明記し、ウェブページで公表している。

（参考：<http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/policy.html>）

また、「神戸大学自己点検・評価指針」において、点検・評価の方法を「組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、外部評価（ピアレビュー等）を必ず実施するものとする。」と明記し、外部評価の実施を明示している。

（参考：<http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/guideline.html>）

さらに、神戸大学中期目標・中期計画・年度計画及び部局（海事科学部・海事科学研究科）第二期中期目標・中期計画部局年次計画において、外部評価の実施を挙げている。

（参考：<http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/plan/index.html>）及び
http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/staff/pdf/medium_term_plan3.pdf（部局内限定）

7.1.2 外部評価委員

神戸大学大学院海事科学研究科評価委員会規則に則り、外部評価の項目の設定に関する事項は評価委員会において審議する。

外部評価委員は、海事科学研究科長が海事社会における有識者から若干名（4-8 名程度）を選任し、研究科運営委員会への報告を経て、海事科学研究科長により任命される。

外部評価委員は、自己点検報告書及び学部からの報告について精査し、必要に応じて学部教員との面談による情報・意見交換を経て、外部評価委員として評価結果及びコメントを学部に提出する。

学部は、外部評価委員評価結果及びコメントを分析し、改善が必要な場合、改善策の構築と実行を行うとともに、外部評価委員に報告を行う。

7.2 大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）との関係

「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号、最終改正：平成23年6月3日法律第61号）」の規程に基づき、内閣より政令「大学設置・学校法人審議会令（昭和62年9月10日政令第302号、最終改正：平成15年3月26日政令第74号）」が制定されている。なお、「学校教育法」において学校設置に関する設備、編制その他の基準、学位の種類及び分野について、政令で定める審議会等へ文部科学大臣が諮問すると規定されている。

「大学設置・学校法人審議会令」の規程に基づき、「大学設置・学校法人審議会」が設置され、審議会の中に「大学設置分科会」が置かれ、「大学設置分科会は、審議会の所掌事務のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項（学校法人分科会の所掌に属するものを除く。）を処理することをかさどる。」と規定されている。

また、「文部科学省組織令（平成12年6月7日政令第251号、最終改正年月日：平成25年6月26日政令第189号）」の規程に基づき、「大学設置・学校法人審議会、大学設置分科会」が置かれ、「文部科学省高等教育企画課において事務をつかさどる」と規定されている。

以上根拠に基づき、資質基準システム（本マニュアル）を包含する海事学部・乗船実習科における教育体系あるいは及び研究教育組織について、設置計画に関する改組が行われる場合、文部科学省との事前調整（意見伺い、事前伺い）を経て大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）の審査を受けなければならない。

（参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninkei/gaiyou.htm）

8 スタッアの資格及び訓練

<登録船舶職員養成施設法の申請の参照>

この頁、余白

9 訓練施設

<登録船舶職員養成施設の申請の参照>

この頁・余白

10 実施活動

10.1 課程（カリキュラム）の設計、見直し及び承認

神戸大学海事科学部における課程（カリキュラム）の新設・改良の手順を図10-1に示す。

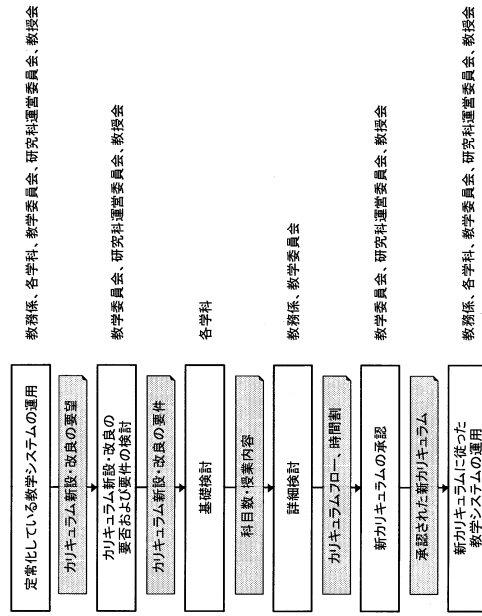


図10-1 課程（カリキュラム）の新設・改良の手順

10.2 訓練（教育・実習）のモニタリングと監督

図 10-2 に訓練（教育・実習）のモニタリングと監督の手順を示す。

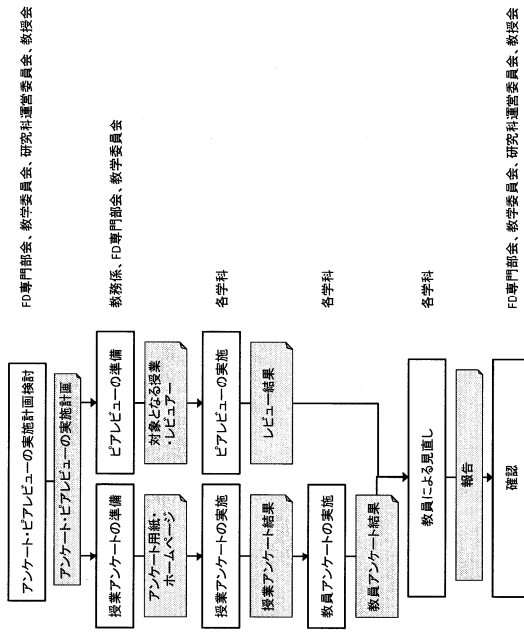


図 10-2 訓練（教育・実習）のモニタリングと監督の手順

10.3 能力評価・試験

図 10-3 に学生の能力評価・試験実施の手順を示す。

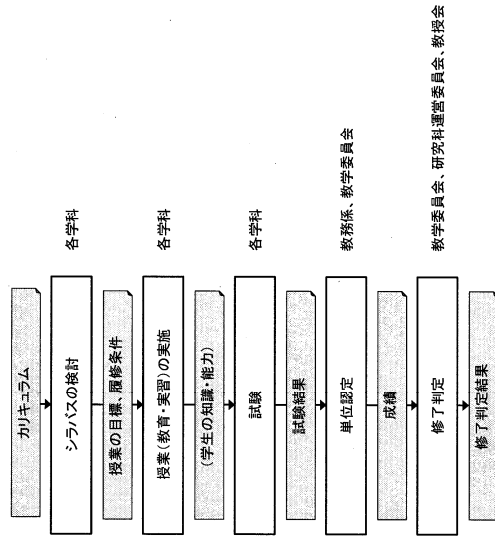


図 10-3 学生の能力評価・試験の手順

10.4 学生の入学

図 10-4 に学生の入学の手順を示す。

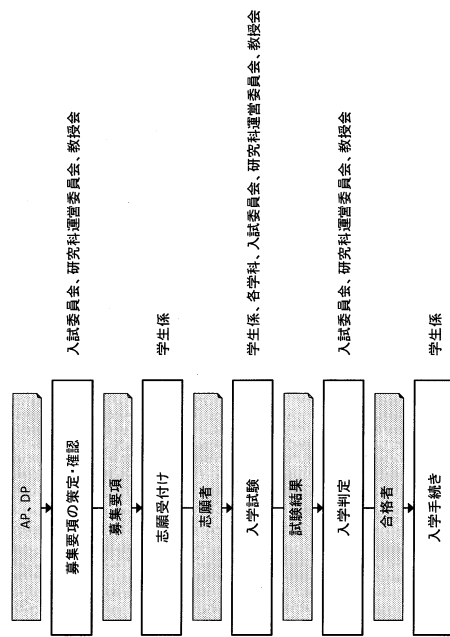


図 10-4 学生の入学の手順

II. 練習船深江丸教育関係共同利用拠点化

第2期中期計画「7. 施設・設備・環境分野」には、平成25年度重点事項として、「練習船深江丸の代船設計，共同利用増加，学内管理制度の検討など，拠点化申請のための準備を行う。」と明記している。その目標に向かって，平成25年度実績としては，

- ・平成25年12月に練習船深江丸教育関係共同利用準備委員会を開催し，深江丸の教育関係共同利用について検討を行った。

- ・平成26年5月の練習船教育関係共同利用拠点化申請のために，11大学より参加申請を取り付け，運航予定表を作成した。また，学内関係規則等の新設，改正に向けて一定の目途が立った。

と報告した。平成25年10月より附属練習船深江丸教育関係共同利用拠点の申請に向けての活動を開始し，平成25年度末には平成26年度の申請に向けての申請書案がほぼ出来上がった。今後は申請に向けての事前相談を経て，平成26年6月に申請書を提出した。

その審査の結果，平成26年7月31日には，文部科学大臣から，附属練習船深江丸が教育関係共同利用拠点の認定を受けた。認定拠点名は「グローバル海上輸送に関わる海事技術・海洋環境とヒューマンファクタの教育のための共同利用拠点」である。認定についての通知書（写）を次頁に示す。

これを受けて，平成26年9月20日には，神戸大学本部で開催されている学長定例記者会見（第9回）において，同時に認定を受けた学内の他の教育関係共同利用拠点2施設とともに，マスコミ各社に対して周知広報を行った。その際の資料を次々頁以降に示す。

また，平成26年4月より本格的に開始した附属練習船深江丸における教育関係共同利用は，認定に伴い，より充実を図るべく努力を継続している。



26文科高第378号

平成26年7月31日

神戸大学

学長 福田 秀樹 殿

文部科学大臣 下村 博文



教育関係共同利用拠点の認定について（通知）

学校教育法施行規則第143条の2の規定に基づき、貴学の「大学院海事科学研究科附属練習船深江丸」を、下記により「教育関係共同利用拠点」に認定します。

なお、教育関係共同利用拠点審査委員会等における審査において、下記3のとおり意見がありましたので、今後の拠点活動の際に留意してください。

記

1. 教育関係共同利用拠点名

「グローバル海上輸送に関わる海事技術・海洋環境とヒューマンファクタの教育のための共同利用拠点（大学院海事科学研究科附属練習船深江丸）」

2. 認定の有効期間

平成26年7月31日 ～ 平成31年3月31日

3. 特記事項

グローバル海上輸送に関わる海事技術・海洋環境とヒューマンファクタの教育のための共同利用拠点としての今後の計画を着実に履行すること。

以上



第9回学長会見資料

海事科学研究科附属練習船深江丸の 「教育関係共同利用拠点」の認定について

海事科学研究科長 林 祐司 (はやし ゆうじ)

gm_katvo@maritime.kobe-u.ac.jp TEL 078-431-6201

このたび、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船「深江丸」は、文部科学大臣より教育関係共同利用拠点（拠点名：グローバル海上輸送に関わる海事技術・海洋環境とヒューマンファクタの教育のための共同利用拠点）の認定を受けました。

練習船深江丸は、総トン数449トン、全長：50m、幅：10m、航行資格：近海区域・A2水域の商船系大型練習船であり、おもに海事科学部グローバル輸送科学科航海マネジメントコース、マリンエンジニアリング学科機関マネジメントコースの学生を対象とした学内船舶実習や、毎年度2回の研究航海など、教育・研究に利用しているほか、海事思想の普及にかかる公開講座その他の地域連携等のイベントも積極的に実施してきました。

教育関係共同利用拠点のうち練習船の類型には、深江丸を含めて全国で商船系2隻、水産系6隻の計8隻が認定されており（平成26年7月31日現在）、今回の拠点認定により、深江丸は、教育関係の利用を広く他大学へも開放し、施設としての練習船のより効率的な利用を実現してまいります。深江丸は、大阪湾および瀬戸内海を主な活動海域とする練習船として、また近畿圏において唯一の「世界につながる海の上の教室」として利用可能な共同利用拠点練習船であり、近畿圏を中心に、瀬戸内海に面する中国、四国、さらには全国の大学等に対して共同利用受け入れの門戸を広げています。また、共同利用航海では、他大学からの利用に備えて、神戸大学大学院保健学研究科の協力を得て、新たに看護手（看護師を意味する船舶運航における職名）を配乗するという体制の整備も行っています。

すでに、深江丸では過去10年以上にわたり、他大学からの教育利用を受け入れてきた実績があり（毎年2大学）、平成26年4月からは、拠点認定にむけて大幅な利用の増加を目指して共同利用を開始しました。平成26年度は、近畿圏を中心に16の大学学部、大学院研究科からの利用受け入れを予定しており、日帰りや1泊2日の航海で、計25日の共同利用の航海を計画しています。9月までに、10の学部・研究科からの利用をすでに実施しました。共同利用以外にも、神戸大学大学院理学研究科との連携による海洋開発に関わる新たな人材育成プログラムなどを予定し、練習船深江丸は今後も学内外ともに連携して教育・研究等への多角的な有効利用を目指しています。

なお、深江丸は、平成27年10月で船齢27年となり、老朽化は否めないため、共同利用の環境整備のためにも、速やかな代替船の新造に向けた活動を開始します。

■本件担当：

大学院海事科学研究科 教授・海技教育センター長 若林伸和 (わかばやし のぶかず)

tsf@cs.maritime.kobe-u.ac.jp TEL 078-431-6240

■事務担当：

大学院海事科学研究科企画係 gmsc_kikaku@office.kobe-u.ac.jp TEL 078-431-6211

練習船深江丸教育関係共同利用拠点の概要

神戸大学

(グローバル海上輸送に関わる海事技術・海洋環境とヒューマンファクタの教育共同利用拠点)

目指す教育効果

- ・人間科学・応用心理学のアプローチで問題解決できる人材育成
- ・海洋汚染防止等の技術開発ができる人材育成
- ・大規模制御システム等の研究開発ができる人材育成
- ・安全性・省エネルギー環境技術等の研究開発ができる人材育成
- ・計画立案能力・判断能力・問題解決能力をもった人材育成

海事技術・海洋環境 + ヒューマンファクタ

(安全安心、省エネルギー、制御システム、海洋汚染防止、人間科学等の問題解決)

練習船深江丸の設備、機能を用いた各種テーマを展開

- ・船舶運航に関わる当直実習
- ・船舶性能試験と評価に関わる実験実習
- ・コンピュータ制御機能を用いたリアルタイム制御実験
- ・海洋環境に関する航海実習
- ・人間科学、心理学のアプローチによる実験演習など



練習船 深江丸

449総トン、全長:49.95m
全幅:10m、実習定員:48名
航行区域:近海・A2水域

専任乗組員8(教員2, 職員6)
応援乗組員4(教員)
司厨員2

利用大学(予定を含む)

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 大阪府立大学 | 中京大学 | |
| 大阪大学 | 京都工芸繊維大学 | 和歌山大学 |
| 甲南大学 | 帝塚山大学 | 川崎医療福祉大学 |
| 兵庫県立大学 | 大阪国際大学 | 神戸学院大学 |
| 外国の交流協定大学 | など | |



平成26年度の利用実績の一覧を次表に示す。

利用の大学等は17の大学等の学部・研究科等にのぼり、航海日数は22日、利用日数は25日であった。なお、1航海において複数の大学等により利用した場合も含まれており、機関別ののべでは航海日数25日、利用日数は29日となる。利用者数は航海ののべで461人・日であった。

平成26年度 練習船深江丸 教育関係共同利用実績 一覧													
受入教員	期間	機関・学部・学科等	科目名	担当者	航海日数	利用日数	航海日数 (機関別)	利用日数 (機関別)	教職員	学生	利用者計	航海のべ (人日)	利用人数 (人日)
潤	H26.4.12~13	川崎医療福祉大学 医療技術学研究所 感覚矯正学専攻	視覚臨床生理学演習	河本 健一郎 准教授	2	2	2	2	1	1	2	4	4
村井	H26.5.8	兵庫県立大学 大学院工学研究科 電気系工学専攻	電気系工学特別実験DI	小橋 昌司 准教授	1	1	1	1	2	9	11	11	11
潤	H26.5.16	大阪大学 人間科学部・ 人間科学研究科 安全行動学研究分野	人間行動学実験実習Ⅱ	臼井 伸之介 教授	1	1	1	1	4	10	14	14	14
潤		大阪国際大学 人間科学部 人間健康科学科	セミナーⅢ	山口 直範 准教授			1	1	1	7	8	8	8
潤	H26.6.30~7.1	中京大学 心理学部 応用心理学分野	応用心理学実習	向井 希宏 教授	2	3	2	3	4	39	43	86	129
若林	H26.7.14	大阪大学工学部 地球総合工学科 船舶海洋工学部門	船舶性能設計(4年前期)	長谷川 和彦 教授	1	1	1	1	2	22	24	24	24
			構造設計特論(4年前期)	藤久保 昌彦 教授									
村井	H26.8.5	京都工芸繊維大学	先端ファイブプロ科学セミナーⅠ	桑原 教彰 准教授	1	1	1	1	1	22	23	23	23
潤	H26.8.21~22	帝塚山大学大学院 心理科学研究科 心理学専攻	心理科学基礎論Ⅱ	水野 邦夫 教授	2	3	2	3	4	18	22	44	66
林祐司	H26.9.18 ~19	甲南大学 フロンティアサイエンス学部 生命化学科	科学と産業政策	木下 朋和 課長	2	2	2	2	5	24	29	58	58
林美鶴		神戸学院大学 人文学部 人文学科	人間環境実習Ⅳ 人間環境演習Ⅲ	鹿島 基彦 准教授			2	2	1	4	5	10	10
岡村	H26.9.22	神戸大学 内海地域環境教育研究センター	臨海実習	兵頭 政幸 教授	1	1	1	1	3	3	6	6	6
林祐司	H26.10.30~31	和歌山大学 システム工学研究科 精密物質学科	ナノサイエンス特論Ⅰ	伊東 千尋 教授	2	4	2	4	2	15	17	34	68
潤	H26.11.10	神戸女学院大学 人間科学部 心理・行動学科	演習ⅡB	木村 昌紀 講師	1	1	1	1	1	16	17	17	17
潤	H26.11.17	神戸女学院大学 人間科学部 心理・行動学科	演習ⅠB	矢野 円郁 准教授	1	1	1	1	2	18	20	20	20
藤本	H26.11.20	関西大学 商学部及び大学院商学研究科 商学科及び商学専攻	卒業研究及び博士前期課程M 国際交通論研究2	高橋 望 教授	1	1	1	1	1	14	15	15	15
藤本	H26.12.1	関西大学 政策創造学部	専門演習	羽原 敬二 教授	1	1	1	1	1	10	11	11	11
三輪	H26.12.4~5	大阪府立大学 工学域機械系学類 海洋システム工学課程	船舶工学特殊講義(後期)	桃木 勉 助教	2	2	2	2	2	32	34	68	68
若林	H27.3.9	明石工業高等専門学校	専攻科特別講義	神田 佳一 教授	1	1	1	1	1	7	8	8	8
					22	26	25	29	38	271	309	461	560

毎回の共同利用においては、下船前又は、下船後にその大学等に依頼してアンケートを実施している。最初の数回は、記述式のみであったが、途中から次頁に示すとおり評点を付ける形のアンケート用紙を用い、利用学生全員に記載してもらった。また、引率教職員には、利用終了後数日の間に教員用の様式で記入してもらいメールにて送付を求めている。

練習船深江丸 教育関係共同利用 利用者アンケート (学生用)

大学等・学部学科等名： _____

科目名： _____

利用日： 平成_____年_____月_____日 学部・院前期・院後期 _____年
 ~ _____月_____日 (_____泊_____日)

利用の概要・得られた成果等：

(いずれかの数字に○)

成果は,	5	4	3	2	1
← 大いにあった		どちらとも言えない		まったくなかった	→
		どちらかと言えばあった		どちらかと言えばなかった	

船内でのプログラムまたは乗船(設備・居住性等)に関する問題点・改善提案等：

(いずれかの数字に○)

問題点(プログラム)	5	4	3	2	1
問題点(設備等)	5	4	3	2	1
← まったくない		どちらとも言えない		多い	→
		どちらかと言えばない		どちらかと言えば多い	

感想・その他(自由記述)：

全体として、今回の乗船・研修について：

(いずれかの数字に○)

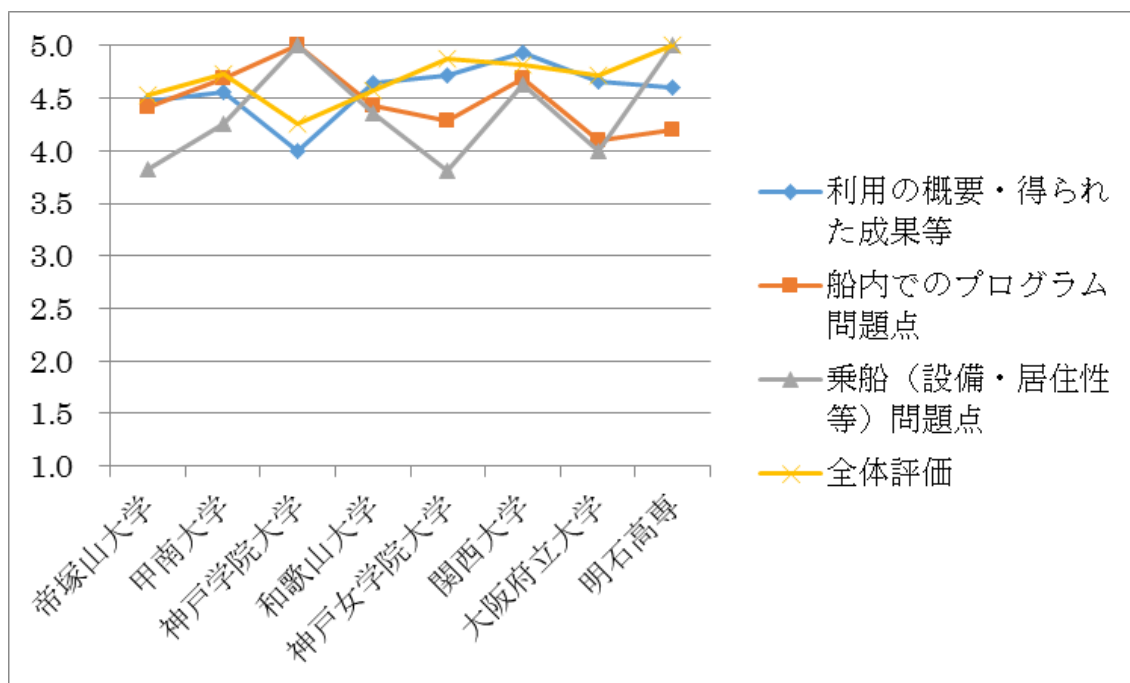
全体評価	5	4	3	2	1
← 満足		どちらとも言えない		不満	→
		どちらかと言えば満足		どちらかと言えば不満	

(以上)

※各項目について、書ききれない場合は裏面に続けて記載してください。

実施したアンケートの集計結果を次に示す。

附属練習船深江丸は練習船のため、学生居住区画や衛生設備などの環境は、一般のフェリーなどの旅客船に比べ良くないのは否めず、もっと厳しい評価を予想していたが、それほど問題ととらえていない結果が出ている。その他、成果や全体評価として、十分な評価を得ているととらえている。



次に、ある大学により利用時に実施したアンケートの記述欄から問題点を抽出した結果を示す。

学生のアンケートから抽出した問題点・改善提案の意見

シャワーとトイレのカーテンが薄く機能していない	10人
女子シャワー室の換気が悪い・換気扇等 が必要	8人
女子トイレの数が少ない	7人
階段が急	7人
居室の暗さが問題（壁紙・照明等の工夫が必要）	4人
ボンクのホコリが多い	2人
放送の音が聞こえづらい	2人
トイレのスイッチがわかりづらい	1人
学生ホールのテーブルのビニルが破れていた	1人

船内に段差や出っ張りが多い	1人
上側ボンクは使いづらい	1人
学生ホールが揺れる	1人
朝起きる時間が早い	1人
演習の間の休憩時間が長い	1人
説明が見えない・聞こえない	1人
衛生設備を時間帯で女子・男子を分けるのは良い	2人
トイレにウォシュレットがついているのが良い	1人

これらの意見を基に、可能な点については対応を取っており、今後の利用における利便性等を図る努力も継続している。

教育関係共同利用拠点の認定期間は平成30年度（平成31年3月31日）までであり、その後も継続で認定されるよう、実績をあげるべく平成27年度以降も利用の促進、船内でのプログラムの充実を図ることとしている。